国債店頭取引に係るバイ・イン等の取扱いに関する規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、国債店頭取引清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第６４条の規定に基づき、バイ・イン、参加者バイ・イン及び統一慣習バイ・イン通知の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第２章　バイ・イン

（バイ・イン通知）

第２条　当社は、業務方法書第５５条の規定によりバイ・インを行おうとするときは、当該バイ・インの対象であるフェイルに係る渡方参加者に対し、バイ・インを行う旨の通知（以下「バイ・イン通知」という。）を行うものとする。

２　前項に規定するバイ・イン通知は、バイ・インの対象であるフェイルが当初の決済日等から起算して１２日目（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日以降において継続している場合に限り行うことができる。

（バイ・イン通知の期限等）

第３条　前条に規定するバイ・イン通知は、バイ・インを行おうとする日（以下「バイ・イン予定日」という。）の１０日前の正午までに行うものとする。ただし、当社は、必要があると認めるときは、当該時限を臨時に変更することができる。

（バイ・インの実行）

第４条　当社は、バイ・イン通知を行った場合において、バイ・イン予定日（バイ・イン予定日以降の日においてバイ・インを行わなかった場合には、その翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）。次項において同じ。）の正午までにバイ・インの対象であるフェイルに係る決済が行われないときは、当社は、バイ・インを行うことができる。

２　バイ・インの対象であるフェイルに係る渡方清算参加者は、バイ・イン予定日の正午以降に当該バイ・インの対象であるフェイルに係る決済を行おうとするときは、当該バイ・イン予定日の正午までに、当社所定の様式により、当社に対し通知しなければならない。この場合において、当社は、前項の規定にかかわらず、当該バイ・イン予定日に

バイ・インを行わない。

３　当社は、第１項の規定によりバイ・インを行ったときは、直ちに、当該バイ・インの対象であるフェイルに係る渡方清算参加者に対し通知する。

４　前項の規定により通知を受けた渡方清算参加者は、当該通知を受領したとき以降、当該通知に係るバイ・インの対象であるフェイルに係る決済を行うことはできない。

（バイ・イン通知の失効）

第５条　バイ・イン通知は、バイ・イン予定日から起算して４日目の日までにバイ・インが行われなかったときは、その効力を失う。

第３章　参加者バイ・イン

（参加者バイ・イン通知）

第６条　フェイルに係る受方清算参加者は、業務方法書第５８条に規定する参加者バイ・インを行おうとするときは、当社に対し、参加者バイ・インを行う旨の通知（以下「参加者バイ・イン通知」という。）を行わなければならない。

２　前項に規定する参加者バイ・イン通知は、参加者バイ・インの対象であるフェイルが当初の決済日等から起算して１２日目の日以降において継続している場合に限り行うことができる。

（参加者バイ・イン通知の期限等）

第７条　前条に規定する参加者バイ・イン通知は、参加者バイ・インを行おうとする日（以下「参加者バイ・イン予定日」という。）の１０日前の正午までに、当社所定の様式により行うものとする。ただし、当社は、必要があると認めるときは、当該時限を臨時に変更することができる。

（参加者バイ・イン通知の再通知）

第８条　当社は、参加者バイ・イン通知を受領したときは、参加者バイ・インの対象であるフェイルに係る渡方清算参加者に対し通知する。

（参加者バイ・インの実行）

第９条　フェイルに係る受方清算参加者が参加者バイ・イン通知を行った場合において、当該通知における参加者バイ・イン予定日（参加者バイ・イン予定日以降に参加者バイ・インを行わなかった場合には、その翌日。次項において同じ。）の正午までに参加者バ

イ・インの対象であるフェイルに係る決済が行われないときは、当該受方清算参加者は、参加者バイ・インを行うことができる。

２　参加者バイ・インの対象であるフェイルに係る渡方清算参加者は、参加者バイ・イン予定日の正午以降に当該参加者バイ・インの対象であるフェイルに係る決済を行おうとするときは、当該参加者バイ・イン予定日の正午までに、当社所定の様式により、当社に対し通知しなければならない。

３　当社は、前項に規定する通知を受領したときは、参加者バイ・インを行おうとする清算参加者に対し、速やかにその旨通知する。この場合において、参加者バイ・イン通知を行った清算参加者は、第１項の規定にかかわらず、当該参加者バイ・イン予定日に参加者バイ・インを行うことができない。

４　清算参加者は、参加者バイ・インを行ったときは、直ちに、当社に対し当社所定の様式により通知しなければならない。

５　当社は、前項の規定により参加者バイ・インを行った清算参加者からの通知を受領したときは、当該参加者バイ・インの対象であるフェイルに係る渡方清算参加者に対し直ちに通知する。

６　前項の規定により通知を受けた渡方清算参加者は、当該通知を受領したとき以降、当該通知に係る参加者バイ・インの対象であるフェイルに係る決済を行うことはできない。

（参加者バイ・イン通知の失効）

第１０条　参加者バイ・イン通知は、参加者バイ・イン予定日から起算して４日目の日までに参加者バイ・インが行われなかったときは、その効力を失う。

（自己勘定からの参加者バイ・イン）

第１１条　清算参加者は、自己の計算において所有する国債証券を参加者バイ・インにおいて買い付けることができる。この場合、当該清算参加者は、適正な市場価格を反映した価格により参加者バイ・インを行わなければならない。

第４章　統一慣習バイ・イン通知

（統一慣習バイ・イン通知）

第１２条　フェイルに係る受方清算参加者は、業務方法書第６１条に規定する統一慣習バイ・イン通知を行おうとするときは、統一慣習バイ・インの通知又は再通知を受けた日の翌日の正午までに、当社所定の様式により行うものとする。ただし、当該通知又は再通知を受けた日の翌日が統一慣習バイ・インが行われる日（以下「統一慣習バイ・イン

予定日」という。）の２日前の日である場合には、当該通知又は再通知を受けた日の正午までに行うものとする。

２　当社は、必要があると認めるときは、前項に規定する時限を臨時に変更することができる。

（統一慣習バイ・イン通知の再通知）

第１３条　当社は、統一慣習バイ・イン通知を受領したときは、統一慣習バイ・イン通知の対象であるフェイルに係る渡方清算参加者に対し通知する。

（統一慣習バイ・インの実行の通知）

第１４条　統一慣習バイ・イン通知の対象であるフェイルに係る渡方清算参加者は、統一慣習バイ・イン予定日（統一慣習バイ・イン予定日以降の日に統一慣習バイ・インが行われなかった場合には、その翌日）の正午以降に当該統一慣習バイ・イン通知の対象であるフェイルに係る決済を行おうとするときは、当該渡方清算参加者は、当該統一慣習バイ・イン予定日の正午までに、当社所定の様式により、当社に対し通知しなければならない。

２　当社は、前項に規定する通知を受領したときは、統一慣習バイ・イン通知を行った清算参加者に対し、速やかにその旨通知する。

３　統一慣習バイ・イン通知を行った清算参加者は、当該通知に係る統一慣習バイ・インが行われたことを知った場合には、直ちに、当社に対し通知しなければならない。

４　当社は、前項に規定する通知を受領したときは、当該統一慣習バイ・イン通知の対象であるフェイルに係る渡方参加者に対し通知する。

５　前項の規定により通知を受けた渡方清算参加者は、当該通知を受領したとき（第１項に規定する通知を行ったときを除く。）以降、当該通知に係る統一慣習バイ・イン通知の対象であるフェイルに係る決済を行うことはできない。

（統一慣習バイ・イン通知の失効）

第１５条　統一慣習バイ・イン通知は、当該通知の対象であるフェイルに係る決済が行われたとき又は当該通知における統一慣習バイ・イン予定日から起算して４日目の日までに統一慣習バイ・インが行われなかったときは、その効力を失う。

付　　則

この規則は、平成２５年１０月１日から施行する。